

地域生活支援拠点等の検証および機能の拡充について

1 北区における整備の状況

北区においては、拠点に必要とされる5つの機能について、複数の機関が分担して役割を担っている状況であることから、地域生活支援拠点の面的整備型（※）として整備が整ったことを令和6年第1回自立支援協議会で了承していただいた状況。

※「面的整備型」とは、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制。

機能	担い手（区内事業者等を含む）
①相談	<ul style="list-style-type: none"> ・障害相談係（王子・赤羽） ・滝野川地域障害者相談支援センター ・障害者基幹相談支援センター ・障害者地域活動支援室（支援センターきらきら） <p>※上記5か所で、障害者の総合相談・専門相談を実施し、緊急事態等に必要なサービスの相談支援やコーディネート、相談支援事業所との連携強化、困難事例への支援を行っている。</p>
②緊急時の受入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 さざんかの会「らららたきのがわ」 ・社会福祉法人 晴山会 「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」 <p>※短期入所を活用した常時緊急受入体制を確保している。 (障害者(児)緊急一時保護事業)</p>
③体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 さざんかの会「らららたきのがわ」 ・社会福祉法人 晴山会 「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」 <p>※短期入所居室を使用して、地域移行に向けた体験宿泊、親元からの自立のための体験宿泊を実施している。</p>
④専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 さざんかの会「らららたきのがわ」 <p>※障害者の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成する研修等の機会を設けている。</p>
⑤地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会 等 <p>※サービス提供体制の確保（施設の整備誘導）、地域の社会資源の連携体制の構築を行い、自立支援協議会において報告・検討を実施している。</p>

2 「① 相談」機能の拡充について

以前から、地域生活支援拠点の「相談」機能の拡充として夜間・休日（24時間365日）の対応を望む意見があり、継続して調査研究することとなっている。令和7年度における現在の状況について説明する。

（1）区の対応

区では、障害のある方への緊急時の対応として、「自宅が火事で焼失し障害者の帰来先がないケース」、「家族から虐待を受け自宅に戻すことができないケース」、「介護者がけがや病気で緊急入院となり障害者を介護する者がいないケース」等を想定し、警察や消防、医療機関などから区役所巡回室に連絡があれば、障害福祉課の職員が対応する体制を整えている。

（2）緊急時の受入れ・対応の現状について

相談の機能ではないが、拠点の機能として短期入所を活用した緊急受入体制を確保している。

①晴山苑

受入れ 実績	令和6年度 13件
	令和7年度（4月～9月） 1件
受入れた 事例	<ul style="list-style-type: none">・介護者の緊急入院や治療、体調不良のため利用。・親族他界により、介護者が葬儀参列・準備のため利用。・自宅の玄関ドア・鍵が故障し、防犯や健康上の観点のため利用。
受入れ 困難だった 事例	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケアが必要であった。・日程希望や個室希望に沿えなかった。・本人の特性により、対応が難しかった。

②らららたきのがわ

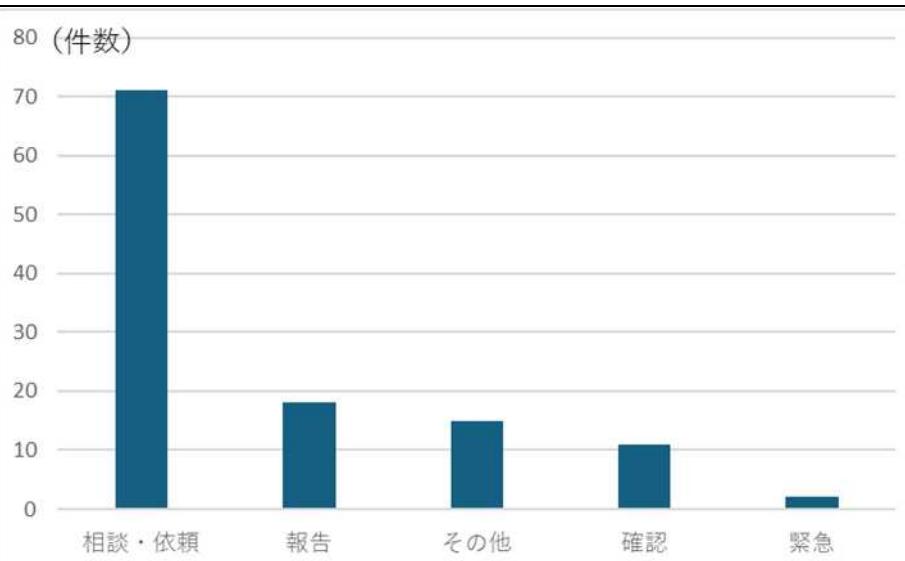
受入れ 実績	令和6年度 7件
	令和7年度（4月～9月） 2件
受入れた 事例	<ul style="list-style-type: none">・介護者の緊急入院のため利用。・介護者の葬儀参列とヘルパーのコロナ罹患が重なり利用。 <p>※その他事業所独自の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・本人の体調不良時、施設での受入れよりも本人宅での付き添いが適切と判断したため、施設長が訪問し付き添った。

受入れ 困難だった 事例	<ul style="list-style-type: none"> 日程希望に対して受入体制が整わなかった。 受入れは可能だったが、他の受入れ先が決定した。
--------------------	---

(3) 【参考】区内相談支援事業所における「夜間・休日等」対応

区内にて、夜間・休日等の対応を行っている相談支援事業所の状況は、以下のとおりである。事業所 A・B とも、営業時間外の電話を責任者（または担当者）の携帯電話に転送されるように設定することで、24 時間連絡可能な状況を実現している。

①事業所 A

加算	相談支援機能強化型体制加算（Ⅰ）を取得 「24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること」が、取得の要件の1つ											
相談 状況 ※概要	相談件数（令和 7 年度 4 月～10 月）	119 件										
	 <table border="1"> <caption>相談件数分布</caption> <thead> <tr> <th>相談・依頼</th> <th>報告</th> <th>その他</th> <th>確認</th> <th>緊急</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	相談・依頼	報告	その他	確認	緊急	70	18	15	12	3	
相談・依頼	報告	その他	確認	緊急								
70	18	15	12	3								
<p>（事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談案件 <ul style="list-style-type: none"> 就労先についての相談、サービス支援調整の相談、訪問看護利用の相談、療育を受けたいとの相談、福祉サービス利用に関する相談、プラン作成の相談 等 報告案件 <ul style="list-style-type: none"> 骨折したとの報告、発熱による緊急搬送報告 歯科通院の報告 等 その他 												

	<p>不安が強く話がしたい、無言 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認案件 支援時間の確認、面談時間の確認 等 ・緊急案件 家族病気等による緊急支援依頼
--	--

②事業所 B

加算	<p>相談支援機能強化型体制加算（Ⅱ）を取得 「24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること」が、取得の要件の1つ</p>												
相談状況	<p>相談件数（令和 7 年度 4 月～10 月） 21 件</p>												
※概要	<p>12 (件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>Count</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談・依頼</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>確認</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>緊急</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>• 報告案件 発熱の報告、眠れないとの報告、 (病院相談員から) 利用者の退院予定の報告、 (訪問看護師から) 訪問中に利用者が気を失ったので救急搬送をしたとの報告 • その他 「(芸能人の名前) が出てきて死ねと言ってくる」などといった被害妄想 • 確認案件 ヘルパーに 1 時間早く来るように確認依頼</p>	Category	Count	相談・依頼	0	報告	10	その他	7	確認	4	緊急	0
Category	Count												
相談・依頼	0												
報告	10												
その他	7												
確認	4												
緊急	0												